

# エミール

平成23年3月31日  
(通巻第22号)

発行：三重県児童相談センター  
電話059-231-5902

## 退職にあたって

北勢児童相談所 奥 昭徳

多くのみな様にお世話になりました。心からお礼申し上げます。「出来て当たり前、出来なければ何してんの」と批難される児童相談所で緊張の毎日でした。いろいろなことがありましたが、本当にありがとうございました。

児童相談所に初めて勤務したのが昭和48年。退職する平成23年で38年間勤務することが出来ました。その間、いろいろな出来事、事件もありました。長くて短かくも感ずる日々でした。児童相談所の業務内容も、その時代時代によって大きく様変わりしました。助言、指導から支援に、支援から介入に。所属する部署も何回となく変わりました。児童相談センターが出来て、児童相談所業務を一体的に運営する体制づくりがされました。今後の児童相談所に期待大です。

児童相談所勤務当初、児童相談所は何を業務としているのかも理解されず、昭和49年に伊賀県民局に伊賀児童相談所が開所された時、「児相さんは、廊下で子どもさんと遊んでいたらいいの？楽やなあ」と言われたこともありました。あの一言はいまでも耳に残っています。当時は「障害幼児母子教室」が児童相談所の業務で、地域の保育所等との関係において重要な母子教室であり、障害児保育、障害児教育のために、福祉事務所の一角を間借りし相談業務を行っていました。相談室・判定室が無かった児童相談所は、児童の行動観察等の場所も無かったため、廊下が一つの観察室になっていました。しかし、業務内容が理解されず、また障害児を理解いただけなかった職員からは、冷たい視線で見られていたり、児童相談所と言うと「自動車の相談所」と理解されたりと大変な思いもしました。

今では、児童相談所と言えば「虐待相談」と理解をいただけると思いますが、時代と共に「障害児相談」「非行＝集団暴行事件」「不登校相談」と相談内容も大きく変わって来ました。

養護相談に関しても、以前は父母の離婚により、児童が生活の場所を失い、養護

施設での生活となったり、せつかくこの世に「生」を受けたにもかかわらず、親の都合で家庭から分離した生活を余儀なくされる事もありました。しかし、これらのことは今日の社会でも同様にも思います。せつかく母親のお腹の中に十月十日いて、この世に「生」を受けながら、生んだ母親自らが「虐待してしまい」児童養護施設での保護に至る相談は悲惨です。結果的には、子どもが「被害者」になっていることは過去も、現在も変わっていないと思います。

親の都合、親の身勝手さ、親自らの生活優先等によって、子どもの生活が揺らいでいく姿には寂しい思いがあります。また、「権利主張」が優先され、子どもの生活が脅かされる思いは悲しいものです。

私は現場実務中心の思いを通して来ました。自分の足で、食べていく手段としての業務のために、いろんな方とも議論をさせていただきましたが、やっぱり私には成りえなかったことを誇りに思っています。

最後に、3.11 東北地方太平洋沖地震において亡くなられた方、被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っております。頑張ってください。

児童相談所のみな様、関係機関のみな様に心から「ありがとうございました」とお礼申しあげ退職させていただきます。

## **三重県児童相談所における“ 真実告知&ライフストーリーワーク”の 取り組み(その4)**

中勢児童相談所 山本 智佳央

今回は、真実告知やライフストーリーワークといった“ 生い立ちの整理 ”を実施する際の、施設と里親家庭の違いについて、ご紹介したいと思います。

子どもが“ 施設で暮らすこと ”と“ 里親家庭で暮らすこと ”は、「社会的養護」という意味ではどちらも同じです。児童相談所が決定して、施設・里親家庭で子どもの生活が始まるという点も同じです。

こうした共通点があるため、私たちは里親家庭での真実告知を参考にしながら、施設で暮らす子どもたちへの“ 生い立ちの整理 ”の取り組みを始めたのですが、施設の子どもの場合、里親家庭の子どもと全て同じというわけにはいかないことも分

かってきました。

「社会的養護」であることの自明性の違い

“施設”という暮らしの場では、複数の子どもたちが複数の養育者（職員）と生活を共にします。同じ施設にきょうだいがいる場合もあるでしょうが、多くの場合、一緒に暮らす子どもたちはそれぞれ別の家庭から施設にやってきます。また、施設にはそれぞれの子どもたちの家族や親戚が面会にやってきます。施設の職員は（時には住み込みで働いている人もいるでしょうが）勤務時間が終われば帰宅し休日は出勤してこない、というのが一般的です。今はグループホーム型の施設も増えてきていますが、施設の建物は一般の民家とは明らかに異なる造りや外観になっている場合も多いです。

こうした生活形態は、子どもたちにとって「自分は家族と離れて暮らしている立場だ」ということや「職員は自分の“親”ではない」ということが自然に理解しやすいのだろうと想像できます。

一方、里親家庭で暮らす子どもの場合、地域の里親の自宅で生活しており、家は普通の民家・一緒に暮らしているのは里親の家族と委託児童である自分、という形態が一般的です。また日本の場合、実親や出身家庭と交流できない子どもたちを優先的に里親委託している傾向が強いため、里親の自宅で実親と交流する子どもはまだまだ少ないのが現状です。施設での暮らしと比較した時、里親家庭での生活形態は「社会的養護」であることの自明性が薄くなりがちなのでは？と想像します（実際には、里子が『自分だけ実子じゃない』といった葛藤を抱くこともあるようですが）。

加えて里親家庭の場合は、子ども自身が“今暮らしている家に来た時のこと”を覚えているかどうかによって、「社会的養護」であることの認識の程度は違ってきます。里親がその子を養子として迎えているか、養育委託なのかによっても違ってくるでしょう。養子であることの告知が済んでいない子どもには、「自分は社会的養護の子どもだ」という認識は一片もないでしょう。

こうした違いに気付くと、施設の子どもたちには気軽に「私は児童相談所の職員です」というあいさつが出来ても、里親家庭の子どもには気軽に名乗れない、という状況が生じてきます。里親委託であることを子ども自身が知らない場合などは特に慎重になります。「あなたは事情があって家族と離れて暮らしているんだけど...」という“生い立ちの整理”につながる説明も、施設の子どもには当然分かつ

ていることですが、里親家庭の子どもの場合は「え？そうなの？初耳！！」という展開にならないよう、気をつけたいといけません。

### 支える体制の違い

で紹介した生活形態の違いは、“ 生い立ちの整理 ” を実施した後に子どもを支える体制にも違いを生みます。

どちらの場合も生活に関わる立場の大人（施設職員・里親）による支えが重要なのですが、「施設 - 里親」という違いに加え「養育委託中 - 養子縁組済み」「真実告知を実施済み - 未実施」といった違いも、支える体制に影響してくるよう思われます。施設の子どものにとっては「今の担当職員はその子が子どもの時から施設にいる職員か、新しく来た職員か」といった違いも、支え方に影響を及ぼすでしょう。

その中で“ 養育関係の永続性 ” が最も保証されているのは、やはり養子縁組した親子関係でしょう。そこには「何があっても、私は親としてあなたを支える」という強いメッセージがあります。それに対して、養育里親や施設職員が担える役割はどうしても部分的にならざるを得ません（これは里親・職員の資質の問題ではなく、制度上の問題です）。

もちろん、施設職員の支えがあったので“ 生い立ちの整理 ” で生じた心理的混乱を何とか乗り越えられた子どももたくさんいます。施設と里親・養親によるケアの違いを単純比較することはできませんが、こうした“ 養育者の担える責任の範囲 ” の違いを埋めるのが措置機関である児童相談所ではないだろうか？という仮説を持って、今、私は実践を続けています（まだまだ答えは見つかりませんが...）。

### 真実告知は誰が伝えるべきか？ 施設職員・里親・児相職員？

の流れで、あえてこういう章立てにしてみました。この議論はあまり意味を持たないように思っています。むしろ「子どもは誰から聞きたいか？」という視点も重要だと感じています。

次回の「エメール」では、このあたりを詳しくご紹介したいと思います。